

平成 23 年 7 月 5 日

東日本大震災被災者に対する入学金免除、授業料等の減免措置について

学校法人 河崎学園
大阪河崎リハビリテーション大学

このたびの東日本大震災により被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

平成 24 年度入学予定者で、『東日本大震災により「災害救助法の適用を受けた地域」に本人もしくは学費負担者が居住して被災し、その家屋が全壊、焼失又は流失、あるいは学費負担者が死亡した等の被災者』(以下「被災者」という。)に対しては、経済的支援を図るため、入学金免除、授業料減免、寮の宿舍費の減免の特別措置を講じます。

該当する被災者の方で本学受験を希望される場合は、入試センター(電話：072-446-7400 直通)までお問い合わせください。

被災者に対する特別措置の詳細については、下記のとおりです。

記

1. 対象地域の対象者

災害救助法の適用を受けた地域における被災者

2. 特別措置内容

- (1) 入学金の全額免除
- (2) 年間授業料等を半額に減免(4年間)
- (3) 関連グループが管理する学生用の寮またはマンションの宿舍費を半額減免(4年間)

※ 詳細は、別記 4.に記載

3. 申請書類

- (1) 被災者特別措置申請書(様式 1 号)
- (2) 罹災証明書
地方公共団体(市町村)にて、ご確認ください。
また提出が困難な場合は、本学にご相談ください。
- (3) その他必要と認める書類

4. 免除または減免の対象となる授業料等

(1) 入学金

被災者の平成 24 年度新入生および編入学生の入学金については、**全額免除**となります。

(2) 授業料等

	授業料	実習費	施設・ 設備充実費	合計
一般入学生 (年間)	1,100,000 円	170,000 円	200,000 円	1,470,000 円
被災者学生 (年間)	550,000 円	85,000 円	100,000 円	735,000 円

※ 通算して 4 年間の授業料等が**減免**の対象となります。

(編入学生は通算して 3 年間)

(3) 関連グループが管理する学生用の寮またはマンションの宿舍費を半額減免 (4 年間)

5. 上記以外に本学で利用できる奨学金制度

(1) 大阪河崎リハビリテーション大学 経済支援特別奨学金制度

(2) 日本学生支援機構 奨学金制度

<連絡先>

大阪河崎リハビリテーション大学

〒597-0104 大阪府貝塚市水間 158 番地

<http://www.kawasakigakuen.ac.jp/>

電話 072 (446) 7400 入試センター直通

e-mail: nyushi@kawasakigakuen.ac.jp